

岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年10月11日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額949,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 免除

3 参加資格

次のいずれにも該当すること。

※応募資格を満たしていない場合は失格とし、審査の対象としません。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録されている者、または、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
公示	令和6年10月11日(金)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年10月25日(金)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年10月30日(水)午後5時までに掲載

企画提案書の提出	令和6年11月12日(火)午後1時まで(必着)
ヒアリング審査の実施	令和6年11月18日(月)頃
審査結果の通知	令和6年11月下旬頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付期限

令和6年10月25日(金)午後5時まで

(2) 受付方法

質問票(様式1)に入力のうえ電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務委託」として、岡山市高齢者福祉課へ提出すること。

電子メール:koureishafukushika@city.okayama.lg.jp

※メール送信後は必ず電話によりメールの到着確認をすること。

(3) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課に持参してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書(様式2)

②企画提案書(様式3)

作成にあたっては、別添仕様書(案)及び下記8に従うこと。

③見積書(様式4)

金額は税込価格を記載すること。

積算の詳細がわかるように内訳を別途添付すること。

④有資格者に登録されている者と同等であることの認定を受けるための書類

※有資格者名簿に登載されていない場合は、別表1に記載した提出書類を企画提案書と一緒に提出すること。

(3) 提出部数 各10部

- ・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)
- ・社名、代表者印のないもの9部(副本)

(4) 注意事項

- ①連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②企画競争参加申請書（様式2）及び各提出書類の正本を除き、提案者が判別できるような記載は行わないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を通して記載してください）。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑤提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑥参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式5）を岡山市高齢者福祉課に提出してください。

8 企画提案に求める事項

次の（1）～（4）について、分かりやすく記載すること。

- (1) ピアサポート活動を実施する体制の確保について
- (2) ピアサポート活動の実施内容について
- (3) 事業の広報について
- (4) 関係機関等との連携について

9 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市認知症ピアサポート活動支援事業業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、特定しないものとします。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき約20分（説明10分、質疑約10分）を想定し、順次個別に行う。詳細な日時、場所については参加者に後日お知らせします。

(4) 評価基準

審査基準は次のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員一人あたりの持ち点（100点）である。

評価項目		評価内容	配点
1.業務実施面	①業務実施体制	(1) コーディネーターは、業務遂行に必要な免許・資格・実績・経験等を有しているか。また、事業をより適正に執行できる体制を整備できているか。	15
		(2)ピアサポーターを発掘・確保する方法が示され、かつ、実現性を感じられるか。	20
		(3)ピアサポーターの事前準備及び振り返りが適切に行えそうか。	5
2.企画提案面	①提案内容の構成	(1)委託業務の目的を正確に把握した上で、提案書を作成しているか。	5
	②事業内容	(1)認知症の人が継続して利用しやすい事業拠点及び事業内容となっているか。	15
		(2)事業の利用希望者等のプライバシーに配慮された実施方法になっているか。	10
		(3)個別相談の開催頻度はどの程度か。	5
		(4)ピアサポート活動を利用した認知症の人を医療機関や地域包括支援センター等と必要に応じて連携できる体制を整備しているか。	10
(5)広く周知し、利用が促進されるようなPR方法を提案しているか。	10		
3.経済性	見積金額(業務内容に対する見積額は適切か)	5	

◆特記事項◆

見積金額が最低である提案者に5点を付与し、それ以外の提案者の評価点の算出式は以下のとおり。

$$\text{配点} 5 \text{ 点} \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格} = \text{評価点}$$

※ただし、小数点第3位を四捨五入する。

※見積金額が「2 業務の概要」に示す概算予算額の75%以下の場合、75%の金額として取り扱うものとする。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合

- ③ピアサポーターを2名以上確保できていない等の契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

1 0 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1 1 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (4) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるものは岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

1 2 提出先・問い合わせ先

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課（岡山市役所保健福祉会館 9階）

担当：村上・西谷

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1230

FAX：(086)803-1754

電子メール：koureishafukushika@city.okayama.lg.jp

1.3 受付等を行う日及び時間

受付日 土曜日、日曜日および祝日を除いた日

受付時間 午前8時30分から午後5時の間